

## 「防犯カメラの適正な設置および運用に関する条例（案）」 への意見を募集します

本市では、防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、「防犯カメラの適正な設置および運用に関する条例（案）」を作成しましたので、広く市民の皆様からご意見を募集します。

◇意見募集期間 平成 28 年 9 月 30 日（金）から平成 28 年 10 月 30 日（日）まで

◇意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、本市に納税義務を有する方、本計画に利害関係を有する方

◇本計画の公表場所

交通防犯課（市役所本館 5 階）、総務課情報公開コーナー（市役所本館 4 階）、地区市民センター、鈴鹿市ホームページ（<http://www.city.suzuka.lg.jp>）

◇意見提出方法

- (1) ご意見の提出の際には、必ず、住所及び氏名（市外在住の方は就業または就学先名称も記入）を記入してください。
- (2) ご意見は、意見する箇所のページ番号を明記し、意見の趣旨を明瞭に記載していただきますようお願いいたします。ただし、全体に関する意見については、ページ番号の記載は不要です。
- (3) ご意見の提出は、なるべく、添付の意見記入シートを使用してください。なお、意見記入シートと同等の任意様式を使用していただくことは可能です。
- (4) ご意見の提出は、直接、窓口（交通防犯課、地区市民センター）へご持参いただくか、ファクス、電子メール又は郵送（〒513-8701 交通防犯課宛（住所不要）、意見募集期間最終日の消印有効）で、交通防犯課へ提出してください。

◇意見の取扱い

提出されたご意見は、今後、「防犯カメラの適正な設置および運用に関する条例」を策定する上で参考とさせていただきます。また、提出されたご意見を個人が特定されないように類型化してまとめ、その類型ごとに市の考え方について市のホームページなどを通じて、平成 28 年 11 月下旬頃に公表させていただきます。なお、ご意見を提出いただいた個人に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【事務担当】

鈴鹿市 危機管理部 交通防犯課 交通安全・防犯グループ

Tel：059-382-9022 Fax：059-382-7603

E-mail：kotsubohan@city.suzuka.lg.jp